

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年(2023年)7月31日作成)

法令名	行政書士法施行細則
根拠条項	第1条第1項
許認可等の種類	行政書士試験合格証明書の交付
法令の定め	第1条 行政書士試験合格証を亡失し、又は損傷したときその他特に必要があると認められるときは、試験に合格した者は、別記第1号様式の行政書士試験合格証明書交付申請書に知事が必要と認める書類を添えて、行政書士試験合格証明書の交付を申請することができる。 2 前項に規定する行政書士試験合格証明書は、別記第2号様式による。
審査基準	<ul style="list-style-type: none">・申請書の記入内容が適正なものであること。・必要な書類を添付していること。・申請者が行政書士試験合格者名簿に登載された者と一致することが確認できること。
標準処理期間	総期間 3日・丹 (注：休日は含まない。)
処分担当課	総合政策部地域行政局市町村課行政係 (電話番号：011-231-4111 (内線23-535))
申請先	総合政策部地域行政局市町村課行政係 (電話番号：011-231-4111 (内線23-535))
問い合わせ先	総合政策部地域行政局市町村課行政係 (電話番号：011-231-4111 (内線23-535))
備考	